

関係団体各位

厚生労働省北海道労働局長



転倒災害の防止に向けた取組について(協力要請)
ー「STOP！転倒災害プロジェクト」による転倒災害の防止ー

平素より、労働災害の防止に御尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、休業4日以上之死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、北海道労働局においてもその取組を推進してきたところです。

その結果、全国の転倒災害の件数は、平成27年11月末速報値では前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところですが、北海道の転倒災害の件数は、平成27年12月末速報値では残念ながら11.0%の増加となっており、より一層の取組が求められるところです。

また、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で全体の4分の1を占めており、平成29年までに休業4日以上之死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要となっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では昨年取り組んだ「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を、期限を設けずに「STOP！転倒災害プロジェクト」として継続することとし、北海道労働局では本年から「STOP！転倒災害プロジェクト」(別添)により取り組むことといたしました。

労働力人口の高齢化が一層進行すると見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の重要性はますます高まることから、貴団体におかれましても傘下会員事業場に対し、あらためて本プロジェクトを周知いただくとともに、趣旨を御理解いただき、先般、協力依頼させていただきました「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」と併せて取り組んでいただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

※ 「STOP！転倒災害プロジェクト」のリーフレットは、厚生労働省のホームページ及び当局ホームページからダウンロード出来ます。

STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

厚生労働省北海道労働局

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成 27 年 1 月 20 日から平成 27 年 12 月 31 日までを実施期間とする「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」に基づき、休業 4 日以上之死傷災害の 2 割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。

北海道労働局においても、休業 4 日以上之死傷災害の 25%を占める転倒災害の減少を図るため、その取組を推進してきたところである。

その結果、全国の転倒災害の件数は、平成 27 年 11 月末速報値では前年比で 2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところであるが、北海道の転倒災害の件数は、平成 27 年 12 月末速報値では残念ながら 11.0%の増加となっており、より一層の取組が求められるところである。

また、転倒災害は依然として休業 4 日以上之死傷災害の中で最も件数が多く全体の 4 分の 1 を占めており、今後、労働力人口の高齢化が一層進行すると見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の重要性はますます高まると考えられ、平成 29 年までに休業 4 日以上之死傷災害を平成 24 年比で 15%以上減少させることを目標とした第 12 次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する 2 月、全国安全週間の準備月間である 6 月を重点取組期間とする。

併せて、平成 26 年度より北海道労働局が展開している「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」（12 月から翌年 3 月まで）についても本プロジェクトの取組の一環として実施することとする。

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局、中央労働災害防止協会（北海道安全衛生サービスセンター）、公益社団法人北海道労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会北海道支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会北海道総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部、

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省北海道労働局、労働基準監督署の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② 厚生労働省ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導
- ⑤ 「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の周知啓発

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

① 2月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

③ 12月から3月の実施事項

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」実施要領による取組

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進

⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施

⑧ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

③ 「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」実施要領による取組

運動の5 A c t i o n

ア 経営トップの決意表明、安全衛生に関する宣言

イ 中心となって取り組む管理者の選任、職場巡視の実施

ウ 4 S (5 S) 活動やK Y活動、冬季危険ヒヤリマップ作成の推進

エ 冬季災害防止を中心とした作業手順書の整備、安全衛生教育の実施

オ 「転倒災害」、「交通労働災害」の重点的な防止活動の実施

『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』実施要領

厚生労働省北海道労働局

北海道内における平成26年の休業4日以上労働災害による死傷者数は6,744人で、そのうち転倒による災害は1,675人と24.8%を占めています。

また、転倒災害のうち5割は12月、1月、2月、3月に発生しており、平成25年2月には転倒により頭部を強打し死亡した災害も発生しております。

北海道はこれから本格的な冬を迎え、特に雪や凍結による転倒災害の多発が懸念されるところです。

北海道労働局では、冬季災害防止対策のうち「転倒」に着目し、重点的に対策に取り組むことによって大幅に労働災害を減少させることを目標に、『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』を展開しますので、一人ひとりの積極的な取組により、冬季の転倒災害を撲滅しましょう。

運動期間 : 平成27年12月1日から平成28年3月31日

実施事項 : 「運動の5 Action」

① 経営トップの決意表明、安全衛生に関する宣言

② 中心となって取り組む管理者の選任、職場巡視の実施

③ 4S(5S)活動やKY活動、冬季危険ヒヤリマップ作成の推進

④ 冬季災害防止を中心とした作業手順書の整備、安全衛生教育の実施

⑤ 「転倒災害」「交通労働災害」の重点的な活動の実施

実施者 : 事業者及び労働者

【具体的な転倒災害防止対策(例)】

《屋外での転倒災害防止対策》

冬期間は凍結した路面で転倒し怪我をする災害が多く目立ちます。事業場内の駐車場や通路、また、通勤経路では次の対策を実施しましょう。

① 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所を確認し、**「危険マップ」を作成**する等により労働者に周知すること。

② 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。

③ 小さな歩幅で、靴の裏全体をつけ、「急がず、ゆっくり」歩くこと。

④ 通路等は凍結防止対策(融雪剤、砂の散布等)を講じること。

⑤ 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること。

⑥ 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。また、両手に物を持って歩行しないこと。

⑦ **初めて北海道の冬を経験する者**に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。

《屋内での転倒災害防止対策》

水や油でぬれた床で滑って転倒したり、段差につまずいて転倒する災害が多く目立ちます。水のたまるところは水はけのよい床に改修し、油などの汚れは定期的な清掃により取り除くなどの対策が必要です。次の対策を実施しましょう。

① 出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる。

② 段差をできるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」の表示をする。

③ 床の油汚れや冷凍庫内の床の氷は取り除く。

④ 通路には物を置かない、物をはみ出させない。

⑤ 専用の滑りにくい履物を履く、靴の踵を踏まない。

⑥ 走らない、ポケットに手を入れたままで歩かない。

⑦ 決められた通路を通る。

⑧ 出入り口や曲がり角では歩行速度をゆるめ、対向する人の有無を確認する。

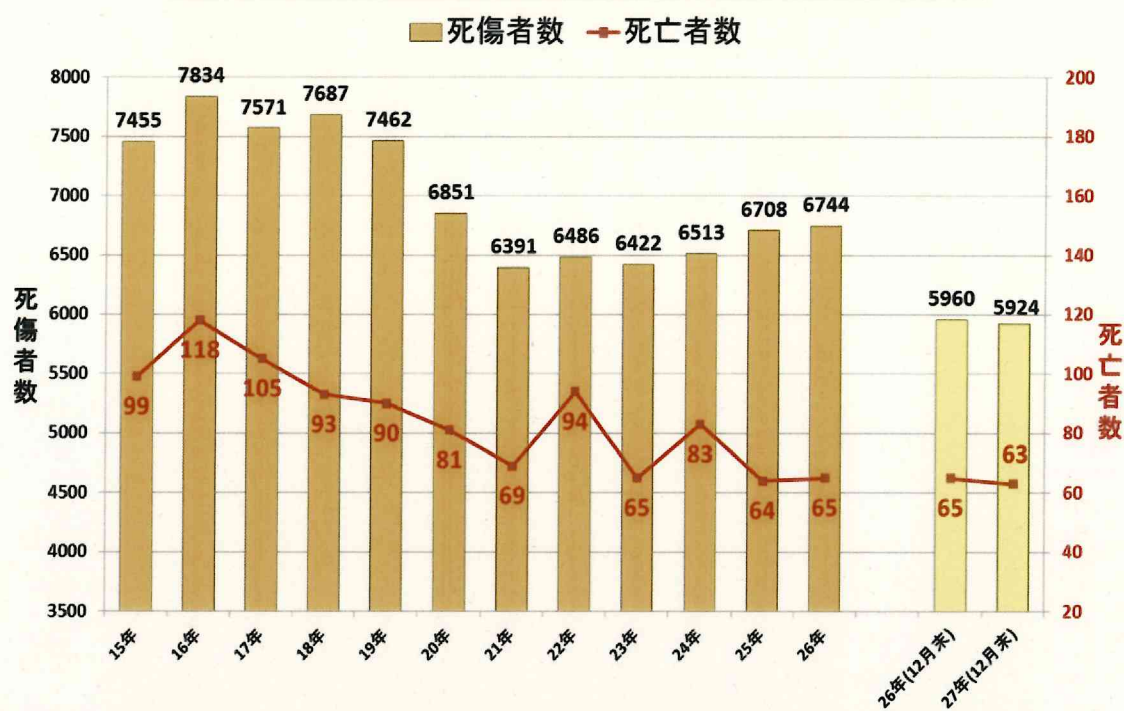
⑨ 歩くときは前後と左右の確認だけでなく、滑ったりつまずいたりしないように、いつも足元の確認を怠らないようにする。

⑩ 通路などの床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭く、濡れたままにしておかない。

駅構内、ビルなどに設置されているエスカレーターでは、歩くと振動による急停止や接触などによる転倒災害につながります。エスカレーターでは歩かないようにしましょう。

また、スマートフォン等を操作しながら歩く「ながら歩き」は、接触や躓きによる転倒災害の原因になるので、行わないようにしましょう。

全産業の労働災害発生状況の推移(北海道、平成27年は速報値)



全産業の死傷災害 事故の型別(北海道、平成25年～平成26年)

